

前住議員要望項目一覧

令和7年度当初分

要望項目	左に対する対応方針等
<p>1 人権尊重社会の実現について</p> <p>本県では、人権尊重社会の実現を目指し、様々な施策に取り組んでいるところですが、未だに、差別の問題は解消されず、表面化されていなかった差別もインターネットなどを通して助長されるなどの問題があります。</p> <p>ついては、人権問題に係る取組をさらに一歩進めていただきたく、以下のとおり要望します。</p> <p>(1) 人権施策の推進</p> <p>人権問題は複雑化・多様化しており、法務省の人権擁護機関による人権侵犯事件の新規救済手続開始件数は、増加傾向にあります。</p> <p>本県では、人権尊重の社会づくり相談ネットワークとして相談窓口を設け、人権相談に対応したり、人権意識の高揚や啓発に係る動画を県のホームページで視聴できるようにしていますが、さらに踏み込んだ人権尊重の社会づくりの取組を推進していただくよう要望します。</p>	<p>現在、相談窓口での対応、ホームページでの動画配信、とっとり人権情報誌「ふらっと」の発行、法務局等と開催している「みんなの人権フェスティバル」による啓発や民間団体が行う人権啓発活動に対する支援などを行うとともに、同和問題、北朝鮮による拉致問題、性的マイノリティの人権など様々な人権問題に関する講演会の開催や研修等を実施している。</p> <p>今後は、研修を通じた相談員の資質向上による相談対応の充実を図るとともに、(公社)鳥取県人権文化センター等と協力して効果的な啓発手法を検討するなど啓発活動の充実にも努め、人権尊重の社会づくりを進めていく。</p>
<p>(2) 障がい者差別解消に向けた合理的配慮の提供</p> <p>障害者差別解消推進法が改正され、昨年4月より民間事業者も「合理的配慮の提供」が義務化されました。合理的配慮には、「物理的環境への配慮」、「意思疎通への配慮」、「ルール・慣行の柔軟な変更」があり、これらを整備していくには、時間や費用がかかりますが、障がい者差別の解消や、障がいを持つ人が参加しやすい社会を実現していくためには、合理的配慮の提供は欠かせないと考えます。</p> <p>ついては、社会全体に合理的配慮が浸透し、提供できる体制が整備されるよう、民間事業者に対して取組を推進するよう働きかけを要望します。</p>	<p>令和6年度は経済団体とも連携し、企業へ合理的配慮の周知等を図るとともに、社会的障壁の除去につながる取組を支援する補助、障がいのある方への配慮を学んでいたための店舗等での業種別研修会の開催等を実施している。</p> <p>令和7年度も引き続き上記の取組を継続しながら、優良事例を紹介することで他の企業等に横展開するなど、運動を更に推進するための取組について令和7年度当初予算案において検討している。</p> <p>・「あいサポート運動2.0」事業 29,183千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(3) ジェンダー平等の推進</p> <p>昨年 11 月に開催された「人口戦略フォーラム」におけるテーマの一つとしてとして挙げられていた「若者・女性にも選ばれる地方」となるよう、SDGs 17 の目標「5 ジェンダー平等を実現しよう」を更に推進していくことを要望します。</p>	<p>県としては、国がSDGs 推進に向けて再構築した優先課題のうち、主に「あらゆる人々が活躍する社会、ジェンダー平等の実現」について、「鳥取県 性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり推進計画」に定め、重点目標を掲げて施策展開を図っている。</p> <p>若者・女性にも選ばれる地方を目指す上では、働く場や地域・社会活動における意思決定過程への女性参画の促進など、人権が尊重され誰もが生涯を通じて安全かつ安心して暮らすことができる社会づくりを進める必要があり、「若者・女性にも選ばれる地域・企業づくり」推進のため、専門家を交えて企業や地域の現状や課題を把握・分析し、女性活躍・男女共同参画推進の課題対応実践モデルを構築するほか、将来世代の女性就業機会の拡大に向けて女性参画が少ない理工系分野に関心を持ってもらうための子ども向けイベント開催、女性技術者等と子どもたちとの交流機会を通じて、女性の未来に夢が広がる魅力ある鳥取県づくりなど、県民に向けてアンコンシャス・バイアスへの気づきや固定的性別役割分担意識の解消、男女共同参画意識の理解促進・普及啓発を図るよう継続して取組を推進していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンコンシャス・バイアスへの気づきに向けた男女共同参画県民運動事業 10,731千円 ・夢広がる女性の未来とっとり創造事業 6,073千円
<p>2 中学校総合体育大会参加資格について</p> <p>教員の働き方改革や部活動の地域移行などにより、中学校総合体育大会への参加方法が変更され、生徒に混乱が生じています。生徒が参加したい大会に「先生が引率できない」などの事情で、大会前に学校として出場できないことが分かり、クラブチームで参加しようとしてもクラブ登録が年度初めに締め切られているため登録できず、参加できない事例があったと伺っています。</p> <p>については、小学校の時から部活動の意向を聞く体制や、クラブチームの追加登録制度を検討していただけるよう関係機関への働きかけを要望します。</p>	<p>令和5年度より中学校総合体育大会に地域クラブの参加も可能となったことについては、県中学校体育連盟ホームページ、学校から生徒等への説明・文書配布、県スポーツ協会から関係各競技団体への通知等により周知しているが、十分に浸透していなかったため発生した事案だと考えられる。</p> <p>小学校の時から部活動の意向を聞く体制整備は各市町村教育委員会の判断によるものであり、また、クラブチームの追加登録は同連盟から認定審査の手続き上、難しいと伺っているため、この度の事例のように手続き等の都合により大会に参加できない生徒が生じないよう、市町村教育委員会、学校及び関係団体等に周知徹底を図っていく。</p>